

週休２日工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定方式）

（対象）

第１条 本工事は、四国中央市週休２日工事制度の試行に係る事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づく週休２日工事制度の試行対象工事である。「週休２日」とは、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所し、月単位で現場閉所率が28.5パーセント（４週８休）以上の休日を確保した状態をいう。

（方式）

第２条 本工事は、発注者が週休２日工事に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

（実施）

第３条 受注者は、週休２日に取り組む工事（以下「週休２日工事」という。）に取り組まなければならない。

２ 週休２日工事を実施する受注者（以下「実施者」という。）は、以下の各条により取り組むものとする。

（現場閉所日の確保）

第４条 実施者は、原則として、要領第４条に規定する対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

２ 実施者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

３ 実施者は、次の各号に該当する場合を除き、現場閉所日には、元請け及び下請けを含め現場での作業を一切行ってはならない。

（１）異常気象時等の緊急時の対応であるもの

（２）現場見学会等の現場を公開するもの

（３）発注者の指示によるもの

４ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（実施方法）

第５条 工事請負契約約款第３条に基づき実施者が提出する工程表は、週休２日工事を反映したものでなければならない。

２ 実施者は、工事途中に週休２日工事の実施を取りやめる場合は、速やかに工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

３ 実施者は、工事看板等で週休２日工事である旨を周知しなければならない。

４ 実施者は、第４条第２項の規定により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合簿により、その理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

５ 実施者は、工事日報等、確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

（費用の計上）

第６条 発注者は、別紙１から別紙３までに掲げる補正を行った上で発注するものとし、施

工後に達成状況を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- 2 暦上の全ての土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合において28.5%に達しているものとみなす。
- 3 週休2日工事における費用の補正は、最終変更請負契約時に行うものとする。
- 4 直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、労務費、機械経費（賃料）及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。

【土地改良工事の土木一式工事】

- (1) 月単位（現場閉所率28.5%（4週8休）以上）

労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.00
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.05

- (2) 通期（現場閉所率28.5%（4週8休）以上）

補正しない

- (3) 現場閉所率28.5%（4週8休）未満又は取りやめた場合

補正しない

- (4) 市場単価の補正については、別紙1「市場単価の補正について」のとおりとする。

- (5) 土木工事標準単価の補正については、別紙2「土木工事標準単価の補正について」のとおりとする。

- (6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

（工事成績評定）

第7条 現場閉所率28.5%以上を達成した工事は、工事成績評定の「創意工夫」において加点点評価するものとするが、現場閉所率が28.5%に満たなかった場合又は週休2日工事を実施しなかった場合であっても、減点点評価は行わないものとする。ただし、明らかに受注者に週休2日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点を行うものとする。

（留意事項）

第8条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延期する。
- (2) 施工箇所が点在する工事は、全体を週休2日の対象工事とする。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。
- (4) 工場製作にかかる労務費及び労務費以外の人件費は、補正の対象としない。
- (5) 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めない。

（アンケート調査等）

第9条 発注者が週休2日工事に関するアンケート等を実施する場合は、実施者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第10条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と実施者の協議により定めるものとする。

(別紙 1)

市場単価の補正について

週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

《算出方法》

週休 2 日補正後の市場単価 = 補正前単価 × 補正係数

名称	区分	補正係数 (月単位)
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工 (ガス圧接)		1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

(別紙2)

土木工事標準単価の補正について

週休2日の確保に取り組む工事において、土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

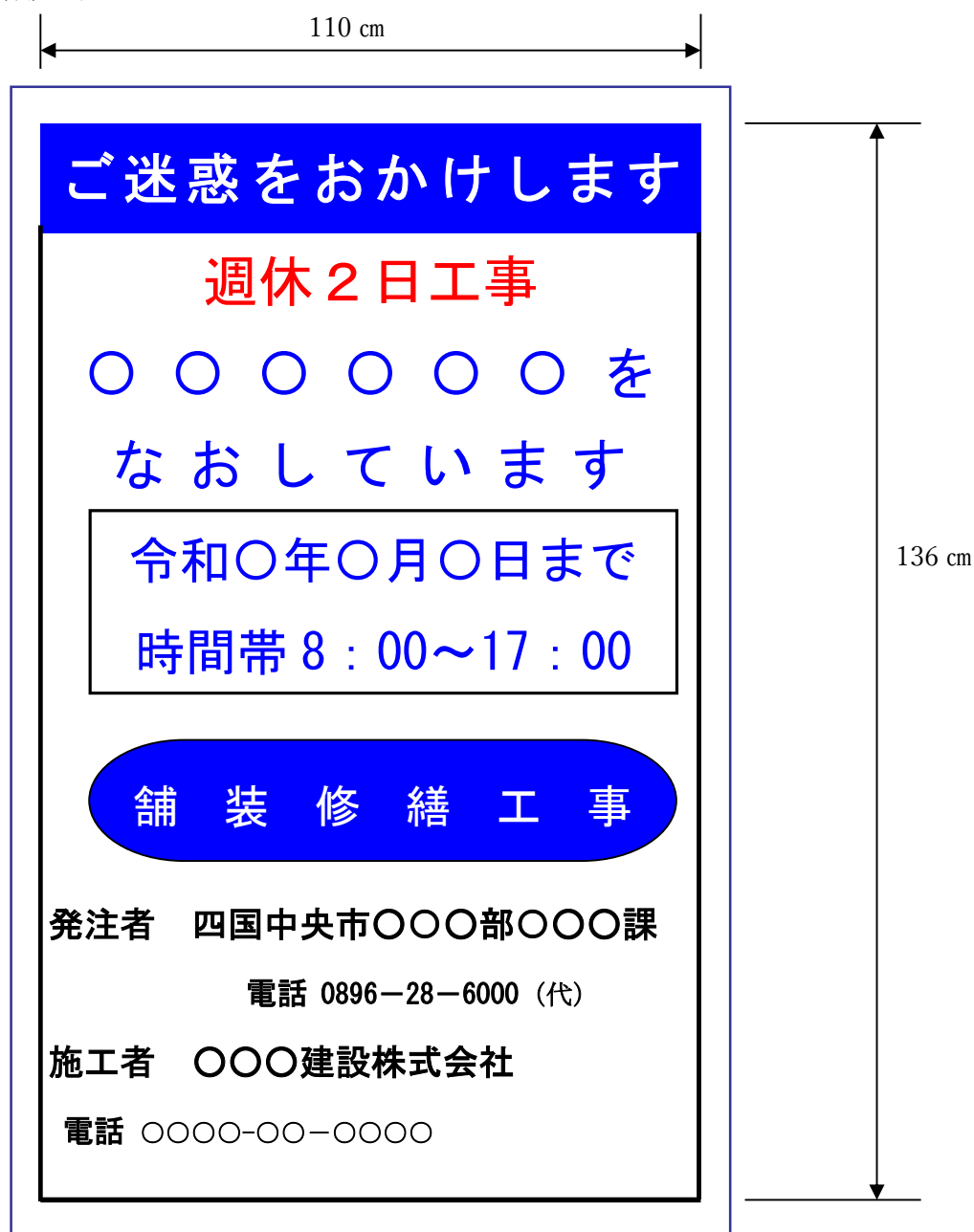
《算出方法》

週休2日補正後の土木工事標準単価 = 補正前単価 × 補正係数

名称	区分	補正係数 (月単位)
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01

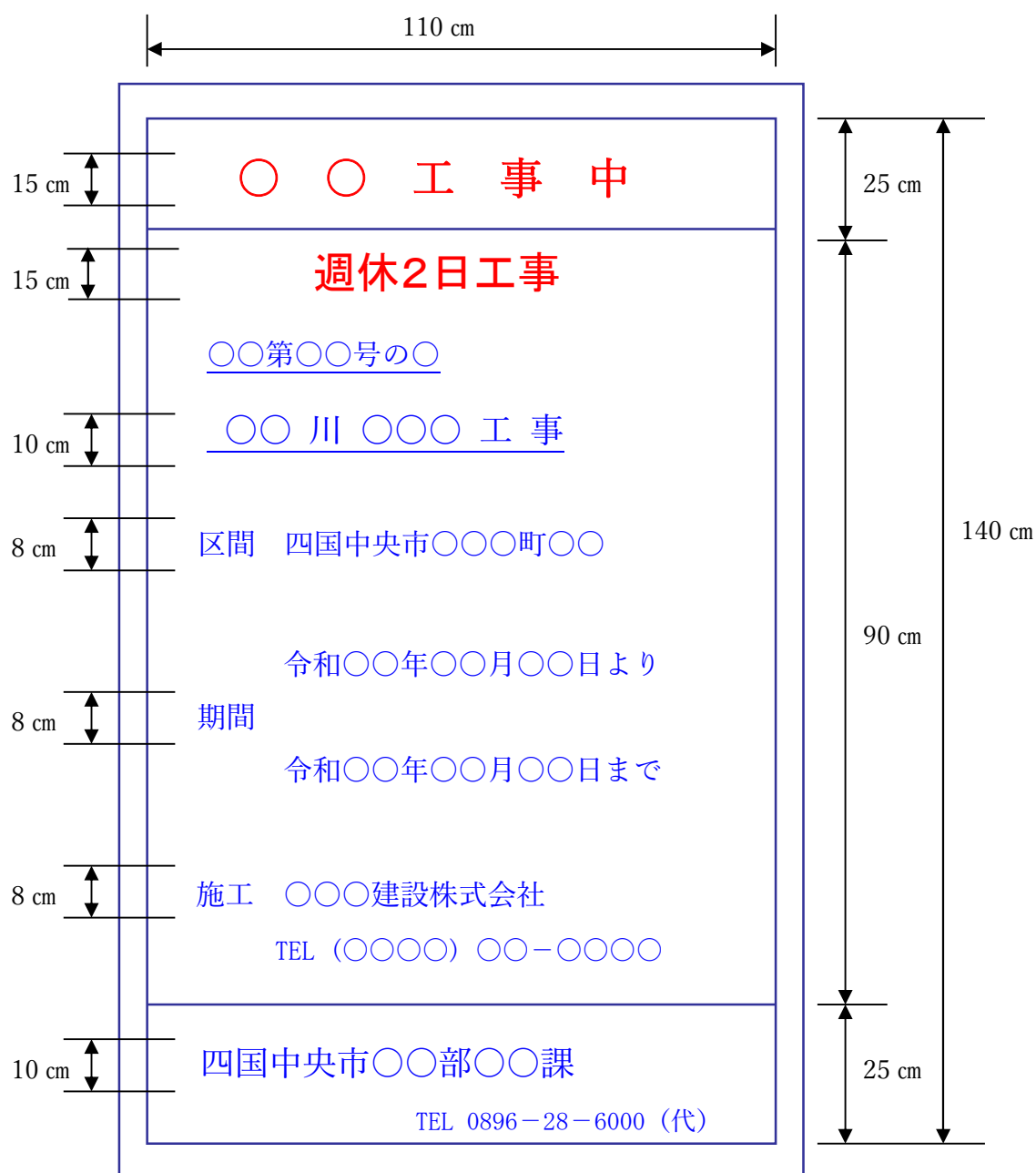
第5条第3項「工事看板等」表示例

(参考) 工事看板の例



- 1 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青字に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 標示板に示す事項は、以下のものとする。
 - (1) 工事内容（工事の内容、目的を標示）
 - (2) 工事期間（交通上支障を与える実際の工事期間の内、工事終了日、時間帯を標示）
 - (3) 工事種別（舗装修繕等の工事種別を標示）
 - (4) 施工主体（施工主体及びその連絡先を標示）
 - (5) 施工業者（施工業者及びその連絡先を標示）
- 3 標示板の設置箇所は、工事区分の起終点の道路の左側の路面又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。
- 4 「週休2日工事」を赤文字とする。

(参考) 道路工事以外の工事看板の例



- 1 色彩は「〇〇工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 2 「〇〇工事中」の〇〇は、河川、港湾等を記入するものとする。
- 3 工事番号を記入する。
- 4 河川改良工事、災害復旧工事等の工事名を記入する。
- 5 担当する部・課名を記入する。
- 6 標示板の設置箇所は、工事区分の起終点の道路の左側の路面又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。
- 7 「週休2日工事」を赤文字とする。